

整理番号	計調-要行-10
------	----------

**複数の者に対する行政指導個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	建築基準法第52条第8項の容積緩和を受ける建築物に関する指導
関連する 他局の名称	なし
概要	建築基準法第52条第8項により、全部又は一部を住宅の用途に供する建築物で、適用区域内に位置する建築物については、特定行政庁が定めている上限の数値までの範囲で容積率制限の緩和が一般の建築確認申請で可能になる制度です。
根拠となる要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法第52条第8項の容積率緩和を受ける建築物に関する指導要綱</li> <li>・ 建築基準法第52条第8項の容積率緩和を受ける建築物に関する指導要綱実施細目 （上記要綱等については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）</li> </ul>
行政指導指針	<p>都市計画審議会の議を経て指定された適用区域内であり、下記の基準、上欄の要綱等に基づいて、指導を行います。</p> <p>■適用要件 敷地面積の規模 : 商業地域 1,000㎡以上 ・ 準工業地域 2,000㎡以上 空地率 : 空地率<math>\geq 1.2-C</math> (C: 基準建ぺい率)</p> <p>■特定行政庁が指定する上限の数値 <math>V_r = 6 V_c / (6 - R)</math> V<sub>c</sub> : 建築物がある用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値 R : 建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合</p>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012341.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012341.html</a>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。</li> </ul>